

岩手県告示第174号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営更木新田地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成23年3月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
花巻市東十二丁目第22地割	3番1	田	田	1,005	162
〃	6番	〃	〃	1,023	190
〃	7番	〃	〃	1,010	51
〃	9番	〃	〃	1,016	208
〃	10番1	〃	〃	608	49
〃	11番	〃	〃	1,028	130
〃	25番1	〃	〃	992	25
〃	26番1	〃	〃	1,017	44
〃	36番4	〃	〃	989	50
〃	37番5	〃	〃	978	87
〃	38番3	〃	〃	979	49
〃	40番2	〃	〃	975	73
〃	48番	〃	〃	1,018	59
〃	49番	〃	〃	1,014	130
〃	50番	〃	〃	1,040	64
〃	51番5	〃	〃	1,251	31
〃	56番	〃	〃	1,041	146
〃	58番2	〃	〃	950	24
〃	65番2	〃	〃	413	3
〃	71番2	〃	〃	650	26
〃	204番	〃	〃	2,062	52
〃	209番	〃	〃	1,038	120
〃	218番1	〃	〃	1,012	152
花巻市東十二丁目第23地割	15番1	〃	〃	1,060	125
〃	34番1	〃	〃	1,102	79
〃	48番1	〃	〃	1,027	26
〃	89番	〃	〃	1,056	164
〃	93番1	〃	〃	1,254	180
〃	98番	〃	〃	1,024	78
〃	99番	〃	〃	1,026	116
〃	105番	〃	〃	1,019	26
〃	123番1	〃	〃	1,009	124

	128番	1,048	193
	140番	1,023	112
	147番	1,041	74
	151番	1,035	115
	152番	1,017	49
	157番	1,030	105
	158番 1	1,036	104
	179番	1,027	204
	187番 1	1,112	171
北上市更木 1 地割	42番	1,024	26
	50番	1,049	53
	88番	1,060	39
	89番	1,052	46
	94番 1	749	33